

道州制に関する主な提言、主張

<p>第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)</p>	<p>最近の社会経済情勢の変化のなかで、現行の都道府県制度のままで対応可能か、さらに地方分権改革の担い手としてふさわしいかどうか問われるようになってきている。 (答申の指摘する最近の社会経済情勢の変化) ①市町村合併の進展等による影響 ・市町村の行政基礎の強化が、都道府県から市町村への権限移譲を可能に ・都道府県の役割や位置づけの再検討が迫られている ②都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 ・人口減少や財政的制約の増大から、これまでのような都道府県を単位とした行政投資は困難に。→機能や資源の相互補完的な活用が必要に ・都道府県の区域を越える企業、大学、研究機関の密接なネットワーク形成や、圏域が直接、海外の諸地域と結びつく動き。 ③地方分権改革の確かな担い手が求められている ・国からの事務移譲を進めるために、一定の区域を有する広域自治体として規模・能力が整える必要</p>	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p> <p>・グローバル化、少子化、成熟化の潮流の中で、行政の効率化を目指すとともに、地方自治の中で個性と活力を持ち、地方の発信力を高めることが強く求められている。 このため、市町村合併の推進や権限・財源の移譲等により基礎自治体をさらに強化するとともに、都道府県を越えた広域的なエリアで地域戦略を担う組織を創出し、多極型の国土を形成していくことが急務となっている。</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p> <p>・中央集権型行政システムは、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の創造、少子高齢化社会への対応など新たな行政課題に迅速に対応する能力を失ってきている。 ・中央集権型行政システムを、真の分権型国家に転換するためには、国と地方の役割分担と関係を現在の延長線上ではなく、憲法改正も視野に抜本的に見直し、中央政府と地方自治体の双方を含めた一体的かつ創造的な制度設計が必要。</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p> <p>・現行の都道府県制度は、今日の広域化する課題に対応することが難しくなってきた。また、市町村合併の進展により、基礎自治体への大規模な権限移譲が可能になることに伴い広域的自治体のあり方が問われている。</p>	<p>徳島県道州制等研究会 「真の地方分権時代」における「県のあり方」に関する研究報告書 (平成18年9月)</p> <p>「道州制の導入が必要か」という点については、大きく次の3つがあげられる。 (1)地方分権改革の必要性 地方分権を推進するためには、(中略)現在、国が行っている内政に関わる事務についても、幅広く広域自治体が必要がある。しかし、現在の都道府県では、行政区域が限定されており、これを担うことには限界がある。 (2)都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域的な観光、産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを円滑、着実に解決するためには、従来の各都道府県の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動性の面で限界がある。 (3)市町村合併の進展 市町村合併の進展や特別市の増加等により、広域自治体としての都道府県の位置づけや役割が大きく変化しており、このような変化に合わせた、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。</p>
<p>道州制の必要性</p>	<p>広域自治体改革として、現行制度においても、広域連合制度や都道府県合併等の活用が考えられる。 しかし、広域自治体改革を、国のかたちの見直しにかかわるものとして位置づけ、国家として対応すべき課題に対し、高い問題解決能力を有する政府を実現する方途としてとらえる場合、道州制の導入が適当。</p>	<p>(1)広域連合 ・現行制度上認められているという点では現実的であるが、自らの税財源がなく、意思決定に時間がかかる。また、組織上、屋上屋を架すことにもなりがねず、広域自治体の抜本的な再編の姿とは言えない。 (2)都道府県合併 ・国と都道府県の事務配分が当然に変更されるものではなく、また、日本全国に自立性の高い圏域が形成されるものでもないため、真の分権型社会の実現を図るという見地からは限界。</p>	<p>(1)連邦制 ・諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異にするなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 (2)都道府県合併 ・国からの権限移譲が想定されていないこと、国の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 (3)広域連合 ・現行の都道府県を残したままの制度であり、都道府県の意見調整や意思決定に時間がかかわること、課税自主権がなく、税財政面での自立が困難であることなどの問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。</p>	<p>首都圏の広域的課題については、(1)都府市の連携で成果を上げてきた。しかし、一般的に広域連携では、統一規程の制定や合意形成等に時間を要することが多い。 一部事務組合では、権限の主体が不明確で、議決機関が多く更に非効率など多くの問題がある。 地域の広域的課題を適時効率的、効果的に解決することが、道州に期待される役割である。</p>	<p>・ 道州制の導入は必要かという点については、大きく次の3つがあげられる。 (1)地方分権改革の必要性 地方分権を推進するためには、(中略)現在、国が行っている内政に関わる事務についても、幅広く広域自治体が必要がある。しかし、現在の都道府県では、行政区域が限定されており、これを担うことには限界がある。 (2)都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域的な観光、産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを円滑、着実に解決するためには、従来の各都道府県の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動性の面で限界がある。 (3)市町村合併の進展 市町村合併の進展や特別市の増加等により、広域自治体としての都道府県の位置づけや役割が大きく変化しており、このような変化に合わせた、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。</p>
<p>都道府県合併等ほかの制度の限界</p>	<p>広域自治体改革として、現行制度においても、広域連合制度や都道府県合併等の活用が考えられる。 しかし、広域自治体改革を、国のかたちの見直しにかかわるものとして位置づけ、国家として対応すべき課題に対し、高い問題解決能力を有する政府を実現する方途としてとらえる場合、道州制の導入が適当。</p>	<p>(1)広域連合 ・現行制度上認められているという点では現実的であるが、自らの税財源がなく、意思決定に時間がかかる。また、組織上、屋上屋を架すことにもなりがねず、広域自治体の抜本的な再編の姿とは言えない。 (2)都道府県合併 ・国と都道府県の事務配分が当然に変更されるものではなく、また、日本全国に自立性の高い圏域が形成されるものでもないため、真の分権型社会の実現を図るという見地からは限界。</p>	<p>(1)連邦制 ・諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異にするなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 (2)都道府県合併 ・国からの権限移譲が想定されていないこと、国の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 (3)広域連合 ・現行の都道府県を残したままの制度であり、都道府県の意見調整や意思決定に時間がかかわること、課税自主権がなく、税財政面での自立が困難であることなどの問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。</p>	<p>首都圏の広域的課題については、(1)都府市の連携で成果を上げてきた。しかし、一般的に広域連携では、統一規程の制定や合意形成等に時間を要することが多い。 一部事務組合では、権限の主体が不明確で、議決機関が多く更に非効率など多くの問題がある。 地域の広域的課題を適時効率的、効果的に解決することが、道州に期待される役割である。</p>	<p>・ 道州制の導入は必要かという点については、大きく次の3つがあげられる。 (1)地方分権改革の必要性 地方分権を推進するためには、(中略)現在、国が行っている内政に関わる事務についても、幅広く広域自治体が必要がある。しかし、現在の都道府県では、行政区域が限定されており、これを担うことには限界がある。 (2)都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域的な観光、産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを円滑、着実に解決するためには、従来の各都道府県の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動性の面で限界がある。 (3)市町村合併の進展 市町村合併の進展や特別市の増加等により、広域自治体としての都道府県の位置づけや役割が大きく変化しており、このような変化に合わせた、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。</p>

	<p>第28 次地方制度調査会答申 (平成 18 年 2 月)</p>	<p>自民党道州制調査会 第2 次中間報告 (平成 19 年 6 月)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成 18 年 6 月)</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成 18 年 11 月)</p>	<p>徳島県道州制等研究会 『真の地方分権時代』における『県のあり方』 に関する研究報告書」 (平成 18 年 9 月)</p>
<p>道州の位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域自治体として、現在の都道府県に代えて道又は州を置く。 地方公共団体は、道州と市町村の二層制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州は都道府県に代わる広域自治体。 道州と基礎自治体の2層制 	<ul style="list-style-type: none"> 道州は都道府県に代わる広域自治体。 地方自治体は道州と市町村の2層制。 	<p>(記述は、道州と基礎自治体の2層制が前提)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道州が国の機関である前提は考えられない。地方自治体でできることが増えるべき(道州は内政に係る事務を広く担うと考えられることから、その運営には地域住民の意思を反映させるべき)。 道州制の導入は、非効率な行政システムを解消することを目的の一つとしており、現在の都道府県を存置した上での道州制は考えられず、道州及び市町村の二層制とすべき。
<p>区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数都道府県を合わせた広域的な単位を基本とする。 3つの区割例(それぞれ全国を9、11、13に区割の)を提示。 地方(市町村を含む)の意見を聞いた上で法律で区域を設定。 東京都のみを一の州とすることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各道州の自立を前提に、地理的・歴史的・文化的条件を考慮、各地域のアイデンティティやシンボルを勘案して決定。 国の地方支分部局の管轄区域などを勘案、必ずしも既存都道府県の区域にこだわらず。 東京都の位置づけは、税財政制度のあり方とも密接に関連することから、別途、議論が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数都道府県を併せた区域とするが、場合により一の都道府県のみも道州可。 住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映。 東京圏に係る道州の区域や道州と大都市圏域との関係は今後の検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> 道州の圏域の設定にあたっては、広域的な行政課題(交通対策、生活環境対策、港湾・空港の整備、産業政策の展開など)を一体的に解決すること可能な範囲を検討する必要はある。 さらに、水資源、廃棄物対策等の課題解決を道州が行う場合、道州の単位として、それに見合った圏域を考える必要がある。 東京都やその一部の区域に限定した道州では、広域的課題に対応することは不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併などと同様、「地方の自主的な判断」で検定されるべき。
<p>移行方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な経過期間を設けて、全国同時に行う。 関係府県と国の協議が完了したときには先行して移行。 	<ul style="list-style-type: none"> 3年以内に策定される政府の道州制ビジョンや地方分権改革の進展などを踏まえ、その後3～5年を目途に道州制推進の基本法や実施計画を策定、その後2年程度の準備期間のうち、完全に道州制に移行することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区域論を先行させることなく、様々な角度から十分な検討を行った上で、全国一斉に行うこと。 条件が整った地域で試行することも可。 		<ul style="list-style-type: none"> 道州制は単一の中央政府のあり方を変更するものであり、国の権限を移すべき受け皿として全国一斉に以降することが望ましい。 地域の自主性を尊重する立場から、条件の整った地域から順次実施することも考えられる。
<p>役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の都道府県事務は大幅に市町村に移譲。 道州は、①「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画及び実施」、②「広域的な見地から行うべき環境の保全及び管理」、③「人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策及び雇用政策」などの広域事務に軸足を移す。 市町村に対する補完事務は、合併の進展による市町村の規模・能力の拡大を踏まえ、「高度な技術や専門性が求められ、まだ行政対象が散在する事務」に重点化。 国は、「以上の考え方に即して国と地方の事務配分のあり方を抜本的に見直し、国が本来担うべき役割を除き、できる限りの道州に移譲。(特に、各府省の地方支分部局)」。道州と市町村の事務配分は、補完性の原理。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、本来果たすべき外交、国家安全保障・防衛、司法など国家の存立や国土の保全、食糧安全保障、資源エネルギー対策などの国家の基本戦略に係る役割に集中する。 それ以外の事項は、政策の企画立案機能を含め原則、地方へ移譲。 補完性の原理に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の担い手として制度設計。 基礎自治体は、①都市計画等のまちづくり、②地域コミュニティの振興、③医療・保健・介護、④社会福祉、⑤教育、⑥消防、⑦一般廃棄物処理などの基本的な公共サービスを広く担う。 道州は、地方が国際競争に参加できるように、①広域的なインフラ整備、②地域産業政策、③雇用政策等の公共サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は外交、防衛、司法など国家としての基本的役割を重点的に果たし、内政は自己決定と自己責任を基本理念として、原則、地方自治体が担う。 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の見直しを含めた中央政府の見直しが行われなければならない。 住民生活に密接に関わる行政サービスは、市町村ができる限り総合的に担う。 広域自治体は市町村で完結しない広域的行政ニーズや、市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズを担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が担うべき役割を、外交、防衛、司法など国家存立に係る分野等に限定し、複雑化する国際社会に対応するために、より一層特化、重点化していくべき。 それ以外の事業は、地方が制度責任から執行責任までを一貫して果す。 基礎自治体を、包括的に住民サービスを提供する総合的な地方行政主体として位置づけるべき。 広域自治体は、基礎自治体の区域を越える広域的な行政需要の増大に対応、国の役割の限定に伴い移譲される事務の受け皿となる。 財政的な要員により基礎自治体が担うことが困難な事業を補完することも、広域自治体の重要な役割。 但し、基礎自治体と広域自治体の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> 道州は国及び基礎自治体と適切に役割分担をしつつ、地域における行政を自主的かつ総合的に実施すべき。 国の役割を外交、防衛、司法など国際社会における国家の存立に関わる事務に限定したうえで、その地域の内政に関する事務は、基礎自治体が担うべきものを除きすべて道州に移譲すべき。これにより、現在広域的な地域振興に関わる事務を担う国の地方支分部局は原則廃止。 現在都道府県の実施する事務の大半を市町村へ移譲。道州は広域事務に軸足を移す。具体的には、地方自治法第2条第5項に規定されている「広域事務」、「連絡調整事務」及び「補完事務」を担う。 道州の根幹的な事務として、資源の有効配分と住民参加の見地から総合的に「広域事

第28 次地方制度調査会答申 (平成 18 年 2 月)	近接性の原理に基づき適切に決定。 道州の事務を地域の実情に照し市町村に移 議できるよう制度を設ける。	自民党道州制調査会 第2 次中間報告 (平成 19 年 6 月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成 18 年 6 月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成 18 年 11 月)	徳島県道州制等研究会 『真の地方分権時代』における『県のあり方』 に関する研究報告書 (平成 18 年 9 月)
長など	直接公選の長を設置。長の多選は禁止。 「審査、裁定等の機能を担うものを除き、 行政委員会の設置は義務づけられない。	首長の選出方法は、議員内閣制も含めさら に議論。 首長を直接公選で選出する場合には、多選 制限を検討。 「道州の行政組織は、簡素を旨とし、その 役割・権能に照した適切、かつ、柔軟なち のとする。」		については、全国一律の法律で定めるので はなく、条例で規定すべき。 (標準的な役割分担を国の法令で提示)	首長は直接公選とする（議員内閣制では、 憲法改正が必要となる上、住民と首長の関 係が間接的なものになってしまい、住民の 意思が十分に反映されない恐れがある）。 労働委員会や海区漁業調整委員会などの 行政委員会は、その設置を地方の判断に委 ねるべき。
議会	議員は直接公選による。 議会の権能及び長との関係は、現行の都道 府県制度を基本。 議会の構成等については、基本的事項のみ を法律で定め、各道州の自主組織権を重視。 議員の選出方法は、選挙区選挙のほかは比 例代表性の採用も考えられる。	議員は直接公選による。 議会の権能は、現行の地方議会より強化。 議員の選出方法は、政党政治との関係、国 政選挙や道州の区割り等との関係を十分に 考慮。 議会の権能は首長の選出方法と一体的に検 討。	(道州制の導入に向けての課題として) 地方自治体の条例制定権の拡充・強化が必要。 具体的な仕組みとして、 ① 国による立法範囲の明確化：国が法律に 定めるべき具体的な基準や範囲を、基本 法等に明記。または、憲法に地方に関わ る国の立法権の限界を明記。 ② 国の立法過程への地方の関与：国と地方 による協議機関を設け、国の法案作成過 程に地方の意見を反映させる。または、 憲法を改正し地方代表の議院を設置。 ③ 政省令に対する条例優先権の付与：法律 で政省令に委任されている事項を、条例 により変更することを可能とする。		「道州及び市町村は自己決定及び自己責 任を基本とし、その所管する事務につい て、企画立案から管理執行までを一貫して 実施するための立法権を有することが必 要である。」 現行の「自治事務」の全部と、「法定受託 事務」の一部（地方の自主・自立につな がりに本来権限移譲されて自治事務化す べき事務）をあわせたものとして、「地域振興 事務」という概念を提唱。→地域振興 事務については、道州が独自の立法権を有する よう現在の制度を改正。 ① 憲法改正により、国会が独占している 立法権を分割。 ② 憲法改正を待たず、国の法律を基本法 化し、条例制定権を拡充。 ③ ①が望ましい（国の法律を基本法化するこ とは、国会の判断に委ねられるため、地方 の意思が十分に反映されにくい）。 道州同様、市町村も立法権を有することが 必要であるが、立法権の移譲が市町村に過 大な負担を強いることを懸念。
自治立法権	国が道州の担う事務について法律を定める 場合は、大綱的又は大枠的な最小限の内容 に限り、具体的な事項はできる限り道州の 自治立法に委ねる。				

	第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「『真の地方分権時代』における『県のあるべきあり方』 に関する研究報告書」 (平成18年9月)
国との関係	<ul style="list-style-type: none"> 道州に対する国の関与の仕組みは、現行制度と同様。機関委任事務に類する制度は設けられない。 現在、法定受託事務とされているものについては、できるだけ自治事務としつつも制度は存置。 道州と国の関係に関する事項について、道州と国による協議の仕組みを設置。 	<p>「国が行う事務と道州・基礎自治体が行う事務の調整や国の道州・基礎自治体への関与のあり方について、その基本的な考え方を整理する必要がある」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の関与をできる限り縮小 	<ul style="list-style-type: none"> (基礎自治体の財政的な事由により、その事務を十分に果せない場合)当該基礎自治体を含む広域自治体が、事務補完の中心的な役割を担うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方(道州)の協議の場を憲法上の制度として設置。 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。
市町村との関係	<ul style="list-style-type: none"> (再掲) 道州の事務を地域の実情に応じ市町村に移譲できるよう制度を設ける。 市町村に属する道州の立法や政策に係る調整を行うため、道州と市町村による協議の仕組みを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した補完性の原理に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の担い手とするべき。 現在の都道府県事務の大部分を基礎自治体に移管。財源・職員を合わせて移譲。 まず、都道府県事務・権限をできるだけ基礎自治体に移譲、次いで国の事務・権限を順次、道州に移譲すること考えられる。 補完を行う一部の小規模自治体を除き、基礎自治体の事務・権限は基本的に一律に。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する補完、連絡調整事務は、市町村合併の進展による市町村の規模・能力の充実強化に伴い縮小。 		<ul style="list-style-type: none"> 道州は、できる限り市町村への関与はしない。 道州と市町村の役割分担や、市町村の事務に影響を与える道州の立法に対し、事前に市町村の意見を反映させるための協議の場を設置。
市町村の規模など		<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体は一定の人口規模・財政規模を有するものに移行すべき。 そのため、市町村合併の推進により基礎自治体の再編を進める必要。 基礎自治体の規模は人口だけでなく、最低限処理すべき事務を定め、その水準を順次引き上げる方法も。 小規模自治体に対しては、道州が補完する方法のほか、近隣自治体への委託、広域連合など水平補完も検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模自治体に対する補完は、従来のような垂直調整よりも、道州と市町村の役割分担を明確化するという観点から、市町村間の水平補完によることも考えるべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村が、国民に最も身近な行政主体として、生活や地域に関連する事務を幅広く、総合的に担えるよう、市町村の「権限」、「財源」、「人間」の「三げん」の充実・強化を図る必要一さらなる市町村合併、中核市・特別市の形成の推進 市町村への補完は、安易に広域自治体の事務とせず、極力、市町村間の事務委任や広域連合の活用等により対応すべき。
大都市制度	<ul style="list-style-type: none"> 大都市圏にふさわしい仕組み、事務配分の特別、税財政制度を設けること適当。 特に首都機能が存する東京(区部またはその一部)については、その特性に応じた特例も検討。 			<ul style="list-style-type: none"> 総合的・一体的な大都市経営を行うためには、現行制度は不十分。新たな大都市制度を明確に位置づける必要。 大都市制度は大都市の規模、地域特性に応じて定めるべき。 首都圏における道州は、少なくとも都三県を包含する範囲でなければならぬ。 首都圏には4政令市と東京圏における大都市経営が必要な範囲が連たんしているが、道州制下でこの地域の大都市経営の主体をどうするかは今後、検討を要する。 	

第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の導入に伴う地方税制制度の改革については、今後検討。 ・ 「地方税中心の財政構造を構築して地方の財政運営の自主性及び自立性を高める」必要。 ・ 地方税による財政需要の充足度、地域間で大きな格差→地域間格差の是正が必要 ・ 国からの事務の移譲に伴い適切な税源移譲を行う。偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実を図る。 ・ 各道州や市町村の税源と財政需要に応じた、適切な財政調整を行う制度を検討。 	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の自立に向け、2段階の税制改革制度を設定 1 第一段階 <ul style="list-style-type: none"> ① 自主財源の増強：個人所得課税、資産課税、たばこ課税や道州特特定財源を中心に、国から地方へ税源移譲。 ② 国・地方間、道州間の財政調整：国からの新しい交付金としてシビルミニムム交付金を創設。社会保障、義務教育、警察・消防を対象に、客観的な指標に基づき道州に配分。既存の地方法人関係税による道州間の調整システムを創設。 ③ 知的・社会的インフラ整備：各道州の競争力を確保するため、必要な知的・社会的インフラを国の責任で予め整備。 ④ 「東京問題」への対応：23区を国直轄にして、その税収を各道州へ配分することも考えられる。 2 第二段階 <ul style="list-style-type: none"> ① 道州の財政需要は全て自らの税収で賄う。 ② 国からの交付金は廃止 ③ 必要な税源移譲、新税の創設を行うほか、道州間の調整も廃止。 	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税源配分を本格的に再構築し、地方の役割に合った地方税収を確保。 ・ 可能な限り偏在性が少なく、安定性のある地方税体系を構築。 ・ 例えば、諸外国の例にならった共有税の導入や国と地方の徴税事務の一元化も検討。 ・ 財政調整制度は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 現行交付税制度を改革。地方の固有財源としての位置づけを明確化し、総額や配分方法は国と地方において決定。 ② 一部に道州間の主体的な水平調整を導入。 	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方が果たすべき役割に見合った税源配分を行うべき。 ・ 大都市には、交通ネットワークや物流拠点の整備など大都市需要があることから、法人を通じても対応の負担を求める必要。 ・ 固定資産税や市町村民税法人分のように大都市経営に適当な税については、広域自治体が大都市経営を行う場合、その財源とすることが必要。 ・ 団体間の財政調整については、それに対する依存の度合いを低下させるなど、持続可能な制度に改革していくことが必要。 	<p>徳島県道州制等研究会 「真の地方分権時代」における「県のあり方」に関する研究報告書 (平成18年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツの「共同税」を参考に、「基幹共同税」の導入を提唱。 (基幹共同税の基本的考え方) ① 原質は、課税対象が国税と地方税で重複している法人課税・個人所得課税・消費税とする。 ② 徴収は道州の下に一元化。 ③ 地方間の財政格差を補うため、水平的調整を導入。 ④ 配分は、国と地方の協議の場である調整機関及び地方間の財源調整を行う「地方財政調整基金」(仮称)を設け、1国と地方の役割分担、口基幹共同税以外の税収、ハ各団体の取組努力、行革努力を考慮して配分。
地方税財政制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲や地方税制改革の改革が、道州制の検討を理由に遅れないように。 ・ 道州制は国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであり、国民生活にも大きな影響。導入に関する判断は、国民的な議論の動向を踏まえて行われるべき。 ・ 道州制導入の理念やプロセス等を規定する推進法制の整備も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制のメリット・デメリットを国民に分かりやすく提示。地方分権改革等を連携しつつ、道州制の導入を推進する必要がある。 ・ 道州制の先行モデルとなるよう、北海道での取り組みを推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題。 ・ 道州制特区の取り組みは、「国から権限とそれに伴う財源を地方自治体に大幅に移譲し、これまで国が担ってきた役割を地方自治体が十分に果たせることを国民に証明できる契機」であり、これを推進。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の導入に伴い考えられるデメリットを限りなく抑え得るような制度設計。(考えられるデメリット) ① 国の地方に対する影響力の弱まり ② 旧都道府県間の利害対立 ③ 都道府県を単位とした住民の帰属意識の希薄化。 ④ 行政運営の巧拙が住民に与える影響が大きくなり、却って地域間格差が拡大する可能性。
導入に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲や地方税制改革の改革が、道州制の検討を理由に遅れないように。 ・ 道州制は国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであり、国民生活にも大きな影響。導入に関する判断は、国民的な議論の動向を踏まえて行われるべき。 ・ 道州制導入の理念やプロセス等を規定する推進法制の整備も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共投資に係る役割分担について一部で異論。そのため国・道州・基礎自治体の役割分担を明示していた案を案から削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の導入に慎重な意見あり 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の枠組みを憲法上位置づけるため改正草案を添付。
その他					

<p>第28 次地方制度調査会答申 (平成 18 年 2 月)</p>	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成 19 年 6 月)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成 18 年 6 月)</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成 18 年 11 月)</p>	<p>徳島県道州制等研究会 「真の地方分権時代」における「県あり方」 に関する研究報告書」 (平成 18 年 9 月)</p>
<p>1 道州制下においても、国が担う事務 ① 国際社会における国家としての存立に直 接関わる事務 ② 全国的に統一されるべき基本ルールや地 方自治に関する準則に関わる事務 ③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築 等を図る必要がある事務 ④ 国家として取り組むべき高度な科学技術 や希少な資源に関する事務 ⑤ 国の行政組織に係る内部管理 これら以外は、2に準じて道州の事務に区分す る。</p> <p>2 現在、国と都道府県の双方が対応している 事務の新たな配分 ① 事務の規模や範囲が複数の都道府県にわ たるところを理由に国が実施→道州へ ② 大規模、影響が広範囲に及びものを国が 実施→国全体のネットワーク形成は国、 それ以外を道州へ。 ③ 国の指針に従い、都道府県が計画策定・ 実施→国の指針策定を限定。道州が企画 立案から管理執行までを出来る限り一貫 して担う。 ④ 国が全国一律の基準を設置、都道府県が 実施→ナショナルミニマムなど国の基準 を限定。道州が基準の設定を含め、企画 立案から管理執行までを出来る限り一貫 して担う。 ⑤ 役割分担が法令上の主体に専属させら れていない施策→道州に一元化 ⑥ 設置・管理主体について法令上の限定の ない施設→国の施設を基幹的・国家的な ものに限定 ⑦ 国の機関が行う経由事務・連絡事務は廃 止 ⑧ 国による広域調整などは原則廃止。道州 間の広域調整は本府省で実施。 ⑨ 緊急時の国の支持等が必要な限り存置</p> <p>国と道州の事務配 分に関するメルク マール 等</p>	<p>以下の三原則を柱にさらに議論。 ① 国が政策及び制度の基本、基準を定める 場合でも、その実施主体は道州及び基礎 自治体とする。 ② (国の) 地方支分部局は廃止。その機能 は道州または基礎自治体へ移管。 ③ 国庫補助事業は、財源を付して道州また は基礎自治体に移行。</p>	<p>(広域自治体が行う事務のイメージ) ① 圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設 置管理 一般国道、一級河川、地方空港 等 ② 産業振興及び雇政策 産業振興や観光の基本方針、職業紹介・ 職業訓練 等 ③ 広域的防災対策 広域防災計画の策定、広域災害時におけ る市町村消防の指揮・調整 等 ④ 圏域内の環境保全対策 地球温暖化防止対策、廃棄物対策、大気 水質汚濁防止対策 等 ⑤ 高度技術や専門的知識を必要とする行政分 野 高次医療、感染症対策、高等研究施設の 設置運営 等 ⑥ 圏域内の市町村の補完及び連絡調整に関す る事務</p>	<p>現在国の基準に基づき実施されている事 業で、地域の実情に即し、地方が自らの権 限と責任で実施した方が効果的、効果的な ものは地方の役割とすべき。 (例) ① 児童手当の給付 ② 市街地の活性化事業 ③ 社会福祉法人の設立認可・指導監査 ④ 行政委員会等の組織編成(必置規定の 見直し)</p>	<p>(今後広域自治体が行うべき事務事例) → 権限移譲を前提とし、道州制の導入で対応 すべき。 1 広域事務(基礎自治体の区域を越える事 務、複数の基礎自治体にわたる事務、広域自 治体の圏域全体にわたる事務など) (例) ① 広域的な各種計画の策定 ② 広域にわたる自然環境保全 ③ 大気汚染防止 ④ 広域交通の整備 ⑤ 産業・観光振興 ⑥ 雇用対策 ⑦ 大規模開発 など 2 連絡調整事務(国と市町村間の連絡調整、 市町村相互間の連絡調整など) (例) ① 市町村間の利害調整 ② 市町村合併の支援 ③ 国に対する地域の意見・要望の集約など (例) ① 専門的な試験研究機関の運営 ② 高度医療体制の整備 ③ 大規模災害の復旧 など 4 これまで国の地方支分部局等が担ってき た事務のうち、国が行う必要性に乏しい事務 事業 ① 国道や一級河川の管理 ② 自動車運送業等の許可 ③ ホテル・旅館・旅行業の登録 ④ 広域産業・観光政策 ⑤ 職業訓練・職業紹介 ⑥ 農業振興 ⑦ 国立公園管理 など</p>